

# ～新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために～ 年度末・年度初めの36協定等の届出は 郵送・電子申請をご活用ください

労働基準監督署の窓口は、例年、3月の年度末から4月の年度初めにかけて、労働基準法に基づく36協定や就業規則などの届出等にいらっしゃる来庁者の方で大変混雑します。

これらの届出等は、**郵送や電子申請で行うことも可能**です。  
新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、各種届出等を行う際には、**郵送や電子申請を積極的に活用いただくよう、お願いします。**

## 郵送や電子申請により監督署への届出等が可能な手続き

- 労働基準法に基づく36協定の届出
  - 就業規則の届出
  - 労働安全衛生法に基づく労働者死傷病報告 など
- ※ 上記の他にも、郵送や電子申請による届出等が可能な手続きがあります。  
詳しくは、管轄の労働基準監督署にお問い合わせください。

## どうやって？

### ○ 郵送

管轄の労働基準監督署（下表参照）に郵送してください。届出内容に問題がなければ監督署に到達した日に受理します。

なお、事業場控えが必要な場合は、届出書類の写しと切手を添付した返信用封筒の同封をお願いします。

| 監督署名       | 住所                         | 管轄区域                              |
|------------|----------------------------|-----------------------------------|
| 高知労働基準監督署  | 〒781-9526<br>高知市南金田1番39号   | 高知市、南国市、香美市、長岡郡、土佐郡、吾川郡（仁淀川町を除く。） |
| 須崎労働基準監督署  | 〒785-8511<br>須崎市緑町7-11     | 土佐市、須崎市、吾川郡のうち仁淀川町、高岡郡            |
| 四万十労働基準監督署 | 〒787-0012<br>四万十市右山五月町3-12 | 宿毛市、土佐清水市、四万十市、幡多郡                |
| 安芸労働基準監督署  | 〒784-0001<br>安芸市矢の丸2-1-6   | 室戸市、安芸市、香南市、安芸郡                   |

### ○ 電子申請

労働基準法等の規定に基づく届出等については、電子申請が可能です。  
詳しくは別添リーフレットをご覧ください。